届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

［二　略］

（在外選挙人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第六条の二　令第二十三条の三第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2　令第二十三条の三第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の二に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第六条の三　令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2　令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二　令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

［イ～ハ　略］

（在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第七条　令第二十三条の三第五項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人名簿登録移転申請書の様式等）

第七条の二　法第三十条の五第四項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請書（以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

2　在外選挙人名簿登録移転申請者は、投票用紙等を国外における住所以外の送付先において受け取ろうとする場合には、在外選挙人名簿登録移転申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（受任者を通じて行う旅券等の提示）

第七条の三　令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録移転申請者から委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2　在外選挙人名簿登録移転申請者が、令第二十三条の三の二第一項の規定により受任者を通じて次条に定める書類を提示しようとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録移転申請者

［新設］

［新設］

当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

［二　同上］

（在外選挙人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第六条の二　令第二十三条の三第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2　令第二十三条の三第三項の規定による届出書は、別記第四号様式の二に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第六条の三　令第二十三条の三第五項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　令第二十三条の三第三項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二　令第二十三条の三第三項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

［イ～ハ　同上］

（在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第七条　令第二十三条の三第六項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。